

貨物自動車運送事業法施行規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則
の一部を改正する省令案並びに関係通達の改正案について（概要）

1. 背景

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）の施行等に
に伴い、必要な関係省令・通達等の整備を行う。

〔※以下、「法」とあるのは貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改
正後の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）。〕

2. 改正の概要

(1) 貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）の一部改正

① 欠格事由（法第5条第3号・第5号関係）

イ 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者（親会社、グループ会社、
子会社等）の具体的内容として、許可を受けようとする者の議決権の過半数
を所有していること等を定める。

ロ 「聴聞決定予定日」の通知方法を定める。

② 許可基準の明確化（法第6条、第35条第3項関係）

イ 法第6条第1号、第35条第3項第1号（輸送の安全）に適合するかどうか
を審査するに当たっては、以下の事項に関して審査するものとする。

(i) 事業用自動車の運行管理の体制

(ii) 事業用自動車の点検及び整備の体制

(iii) 乗務員の休憩又は睡眠のための施設

(iv) (i)～(iii)のほか、輸送の安全を確保するために必要な事項

ロ 法第6条第2号、第35条第3項第2号（事業の継続的遂行）の省令で定め
る事項は、以下の事項とする。

(i) 営業所の規模

(ii) 事業用自動車の種別ごとの数

(iii) 自動車車庫の規模

(iv) (i)～(iii)のほか、事業を継続して遂行するために必要な事項

- ハ 法第6条第3号、第35条第3項第3号（事業の遂行能力）に適合するかどうかを審査するに当たっては、以下の事項に関して審査するものとする。
 - (i) 一般貨物自動車運送事業の円滑な運営を確保するために必要な資金に関する計画
 - (ii) 法令に関する知識
 - (iii) 社会保険料の支払能力
 - (iv) 損害賠償の支払能力
 - (v) (i)～(iv)のほか、事業を適確に、かつ、継続して遂行するために必要な能力に関する事項

③ 事業計画の変更（法第9条関係）

法第9条第3項の「国土交通省令で定める事業計画の変更」（事前届出）として位置付けている各営業所に配置する事業用自動車の数の変更から、以下のものを除くこととする。

- イ 事業の継続的遂行の観点から問題を生じるおそれがあると認められる当該数の変更を行おうとする場合
- ロ 変更を行おうとする者が法第5条第3号（密接関係者が許可の取消しを受け5年を経過しない者である場合）に該当する等法令遵守が十分でないおそれがあると認められる場合
- ハ 一定の規模以上の増車を行おうとする場合

④ 運送約款の認可基準の明確化（法第10条関係）

約款において運賃と料金とを区分して収受する旨定める必要のない特別の事情がある場合として、「申請に係る運送約款の対象となる運送等が、その役務の提供の性質上同号に規定する運賃及び料金を分別して収受することが困難であると国土交通大臣が認める場合」を規定する。

⑤ 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設（法第24条の4等関係）

事業の適確な遂行に関する基準を以下のとおり定める。

- イ 保有する全ての事業用自動車を収容し、かつ、当該事業用自動車の点検及び整備を適切に行うために十分な規模の自動車車庫を有すること。
- ロ 健康保険法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料を納付していること。
- ハ 十分な損害賠償の支払能力を有すること。

⑥ その他

上記のほか、所要の改正を行うこととする。

(2) 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）の一部改正

輸送の安全に係る基準として、自動車車庫の位置に関する基準（原則として営業所に併設すること等）を位置付ける（法第17条関係）。

(3) 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の一部改正

① 点検及び整備管理体制等

運行管理と同様に、点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であることを確認することとする。

② 欠格事由

(1)①イ（欠格事由）の具体例を追記することとする（申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者など）。

③ 法令遵守

イ 許認可の申請者が法人である場合、現行は常勤の役員について行政処分の有無がないことを要件としているが、改正後は非常勤の役員も含めて行政処分の有無がないことを要件とする。

ロ 申請日前の行政処分の有無を確認する期間について、従来の期間の2倍程度とする。

ハ 事業規模の拡大となる認可申請に係る認可基準について、以下を追加することとする。

(i) 申請に係る営業所に関して、申請日前一定の期間又は申請日以降、認可までの間における貨物自動車運送適正化事業実施機関による適正化事業の結果等を踏まえ、法令遵守が十分に行われていないと認められるものでないこと。

(ii) 申請に係る営業所に関して、申請日前3ヶ月間又は申請日以降、認可までの間に自らの責による重大事故を発生させていないこと。

(iii) 特別の事情がある場合を除き、申請に係る営業所を管轄する運輸支局管内における申請者の保有する全ての事業用自動車について、自動車検査証の有効期間が切れていないこと。

(iv) 法第 60 条による報告の徴収及び同条に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書、運賃・料金の届出について、報告・届出義務違反がないこと。

(v) 省令で定める特別の事情がある場合を除き、運送に対する対価としての運賃と役務に対する対価としての料金とを区分して収受することについて明確に規定されている約款を使用していること。

④ 事業用自動車の数の変更に係る認可の取扱い

(1)③の改正に伴い、所要の基準を設けることとする。

⑤ 運送約款の認可基準

(1)④の場合に該当する場合を除き、運送に対する対価としての運賃と役務に対する対価としての料金とを区分して収受することについて明確に規定されていること。

(4) 「「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱いについて」(平成 15 年 2 月 14 日付け国自貨第 80 号)の一部改正

① 使用権限の確認期間

営業所・車庫・休憩施設が賃貸借契約によるものである場合に、概ね契約期間が「1 年」以上の賃貸借契約書の添付又は提示を求めているところ、当該期間を「2 年」に改める。

② 損害賠償能力

損害賠償能力に関して、対物の任意保険の限度額が 200 万円以上であることを新たに確認することとする。

③ 事業規模の拡大

(1)③ハの増車について、「事業規模の拡大」に該当するものとする。

④ 資金計画

許可申請に係る資金計画として計上する費用のうち以下のものについて、それぞれ以下のとおり計上する期間を延長することとする。

- ・ 人件費、燃料費、油脂費、修繕費 2 ヶ月→6 ヶ月
- ・ 車両費、施設購入・使用料 6 ヶ月→12 ヶ月

⑤ **事業用施設の写真について**

許可又は認可申請時において、申請に係る営業所等に事業遂行上必要な設備等が用意されていない場合等には、事後的に当該設備等が設置されたこと等を証する写真の提出を求めることとする。

(5) その他

上記のほか、所要の規定の整理等を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・通達発出：令和元年 7月頃

施 行：令和元年 11月頃 目途

貨物自動車運送事業法の改正(概要)

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して收受 = 「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

- ・ 事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難 (例: 過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもと働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

- ・ トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設【平成35年度末までの時限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合

→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有

② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

(2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

(3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入【平成35年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的